

令和5年3月9日成田市規則第2号

成田市幼児に係る多様な集団活動利用支援事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号に掲げる事業として本市が行う幼児に係る多様な集団活動利用支援事業（以下「支援事業」という。）について、対象施設等の基準等を定めるとともに、当該対象施設等を利用する幼児の保護者に対し、予算の範囲内において多様な集団活動事業利用者補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって幼児の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設等 全ての幼児を対象とした標準的な開所時間が、おおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上であり、次条の規定による申請に基づき別表に定める基準を満たし、第4条の規定により支援事業の対象となる施設等であると市長が決定した施設等をいう。ただし、次に掲げる施設等を除く。
 - ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している幼児の数が、当該施設等を利用する幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）
- (2) 幼児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第2号に規定する幼児のうち満3歳以上の者をいう。
- (3) 利用料 対象施設等を利用する幼児に対して提供される標準的な開所時間に係る教育、保育等に要する費用について、第10条に規定する補助対象者が当該対象施設等に支払うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 入園料
 - イ 施設整備費
 - ウ 標準的な開所時間を超えた教育、保育等又は一時的な預かりに要する費用

エ 食材費，通園費その他対象施設等において提供する便宜に要する費用

オ アからエに掲げるもののほか，これらに類するものとして市長が認める費用

(基準適合審査の申請)

第3条 対象施設等の決定を受けようとするものは，幼児に係る多様な集団活動利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に申請しなければならない。

- (1) 施設等が行う教育，保育等の集団活動（以下「集団活動」という。）に従事する者の資格を証する書類
- (2) 集団活動に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が確認できる書類
- (3) 建物の構造が確認できる書類及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要が確認できる書類
- (4) 施設等の利用案内，パンフレット等
- (5) 施設等の年間の活動計画及び幼児の健康管理，安全管理等が確認できる書類
- (6) 保険会社との契約書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(対象施設等の決定)

第4条 市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，別表に定める基準その他対象施設等としての要件を満たすかどうかを決定し，幼児に係る多様な集団活動利用支援事業対象施設等決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は，前条の規定により対象施設等の決定を受けたもの（以下「対象施設等設置者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，対象施設等の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により対象施設等の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか，対象施設等としてふさわしくないと市長が認めるとき。

(変更の届出)

第6条 対象施設等設置者は，次に掲げる事項に変更があったときは，10日以内に幼児に係る多様な集団活動利用支援事業対象施設等変更届出書（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 施設等の名称及び所在地
- (2) 対象施設等設置者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び職名
- (3) 施設等の管理者の氏名及び職名

(対象施設等の決定の辞退)

第7条 対象施設等設置者は、対象施設等の決定の辞退を行おうとするときは、3月以上の予告期間を設けて、幼児に係る多様な集団活動利用支援事業対象施設等辞退届（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(在籍名簿の届出)

第8条 対象施設等設置者は、市長が別に定める日までに、在籍名簿（別記第5号様式）を市長に届け出なければならない。

(関係書類の整備)

第9条 対象施設等設置者は、支援事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、支援事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助対象者)

第10条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている幼児の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

(1) 対象施設等の利用に当たって第14条の規定により利用の決定を受けていること。

(2) 対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用すること。

(3) 次に掲げる者でないこと。

ア 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者

イ 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている者

ウ 法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業における企業主導型保育事業を行う施設を利用している者

(補助基準額)

第11条 幼児1人当たりの補助基準額（以下「基準額」という。）は、1月につき2万円とする。ただし、第4条の規定により対象施設等の決定を受けた日の属する年度の前年度から起算して過去3年間の施設等における平均の月額の利用料（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）が2万円未満である対象施設等を利用する場合の基準額については、当該利用料を基準額とする。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、補助対象者が対象施設等を利用した日の属する月

(当該月の初日に当該対象施設等に幼児が在籍している月をいう。)に係る当該補助対象者が支払った月額の利用料(基準額を限度とする。)の合計額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
(利用の申込み)

第13条 支援事業を利用しようとする者は、幼児に係る多様な集団活動利用支援事業利用申込書(別記第6号様式)により市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みは、支援事業の利用を希望する月の前月の末日までにしなければならない。

(利用の承諾)

第14条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、支援事業の利用の承諾の可否を決定し、幼児に係る多様な集団活動利用支援事業利用承諾・不承諾通知書(別記第7号様式)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(交付の申請等)

第15条 補助金の交付を受けようとする者は、多様な集団活動事業利用者補助金交付申請書(別記第8号様式)に利用料を支払ったことを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、多様な集団活動事業利用者補助金交付決定・却下通知書(別記第9号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(交付の請求)

第17条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、多様な集団活動事業利用者補助金交付請求書(別記第10号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(返還)

第19条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(報告等)

第20条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、幼児の保護者その他市長が認める者に対し、補助金の交付に必要な範囲内で報告を求め、又は当該職員に調査させることができる。

(指導，立入検査等)

第21条 市長は、対象施設等設置者に対し、補助金に係る予算の執行の適正を期する観点から、別表に定める基準その他対象施設等としての要件が遵守されるよう適切に指導を行うものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、支援事業の施行に必要な限度において、対象施設等設置者に対して報告を求め、又は当該職員に対象施設等に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に説明を求めることができる。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この規則の施行の前においても、第4条の規定による決定及び第14条の規定による利用の承諾その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

別表

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	満3歳以上満4歳に満たない幼児にあつてはおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児にあつてはおおむね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、本市に係る国家戦略特別区域限定保育士、看護師（准看護師を含む。）又は市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に利用する幼児の数が5人以下の施設等に限る。）とする。
3 設備（有する場合に限る。）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）、調理室（給食を提供する場合に限り、自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理機能及び保存機能を有する設備をいう。以下同じ。）及び便所を設けること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 便所には手洗設備が設けられているとともに、集団活動室及び調理室と区画されており、かつ、幼児が安全に使用できるものであること。</p> <p>(4) 必要な遊具、用具等を備えていること。</p>
4 非常災害に対する措置	<p>(1) 建物がある場合</p> <p>ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>ウ 集団活動室を2階に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、集団活動室を3階以上に設ける建物は、同条第9号の2</p>

	<p>に規定する耐火建築物であること。</p> <p>(2) 建物が無い場合</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>
5 集団活動の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育及び発達の状態に基づいた適切な教育，保育等の計画を策定し，実施すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し，実施すること。</p>
6 給食（提供している場合に限る。）	<p>(1) 幼児の年齢，発達の段階，健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とすること。</p> <p>(2) 調理は，あらかじめ作成した献立に従って行うこと。</p>
7 健康管理及び安全確保	<p>(1) 幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに，幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。</p> <p>(2) 賠償責任保険に加入する等，教育，保育等における事故の発生に備えた措置が講じられていること。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について，対象施設等を利用する者に対し書面の交付等を通じて，説明及び情報提供を行うこと。</p>
9 職員及び幼児の帳簿の整備	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備すること。</p>
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について，正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については，毎会計年度継続して適用し，みだりにこれを変更しないこと。</p>

[別記様式 略]